

## 公益財団法人函館地域産業振興財団研究開発等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人函館地域産業振興財団（以下「財団」という。）が行う地域企業の技術高度化のための事業に要する経費について補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業及び補助金の額)

第2条 市長は、財団が行う、次の各号に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 財団が、北海道立工業技術センターにおいて行う研究開発事業
- (2) 財団が、北海道立工業技術センターにおいて行う高度技術普及事業
- (3) 財団が、業務の円滑な遂行を図るために行う一般管理運営事業

(補助金の交付)

第3条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和61年度以降の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月10日以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度以降の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度以降の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度以降の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度以降の補助金に適用する。